平成２４年（フ）第１４号
福岡県田川郡福智町上野1190番地２
債務者　中村　尚美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２５号
鹿児島県姶良市永瀬276番地
債務者　池田　浩明
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町４丁目11番２号
債務者　山下　浩志
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町３丁目６番14号
債務者　増子　教行
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第５号
秋田県能代市河戸川字南後田70番地２
債務者　平川　雅美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１２号
秋田県北秋田市根田字屋布岱108番地１
債務者　櫻田　　都
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４０号
福島県相馬市新沼字刈敷田17番地の１市営住宅４号棟201号
債務者　横山　光昭
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第２４号
群馬県桐生市相生町５丁目452番地　県営住宅Ｄ棟342号
債務者　矢嶋　善夫
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第３１号
岐阜県高山市西之一色町３丁目551番地　２号棟303号
債務者　清水　公子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
滋賀県近江八幡市中小森町730―３、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市柳町１番７号
債務者　松下　芳徳
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３６２号
京都市伏見区納屋町139番地　シズキヨ内
債務者　寺本　右文
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
奈良市六条西２丁目６番１―４号
債務者　坂口　信一
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
島根県安来市黒井田町582番地３　県営住宅和田団地１号棟135号室、前住所福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内19番地２
債務者　板橋菜留美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
広島県三原市西野５丁目13番４―201号
債務者　中田　博也
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
愛媛県松山市中村３丁目３番４号　中村ビル301号
債務者　天野　明美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６号
愛媛県松山市中須賀２丁目５番６号
債務者　後藤　年春
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７９号
愛媛県松山市北久米町123番地　フォレストコート102号
債務者　石丸きみ子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松山地方裁判所民事部